

## 水銀使用製品の表示等情報提供に関する検討について（進捗報告）

## 1. 背景及び概要

## (1) 検討の経緯

本検討会の目的は、水銀汚染防止法に基づく政省令の規定内容に係る技術的事項を検討することである。同法第18条に基づく、消費者による製品廃棄時の適正分別・排出の確保に資するための水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示等の情報提供については、国としてその望ましい在り方を明らかにすべく、本検討会における検討、及びそれに引き続く中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合における審議を経て、「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン（案）」が取りまとめられた。その後、同案に関するパブリックコメントの結果を踏まえて、本年9月15日に「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」（以下「表示等情報提供ガイドライン」という。）を公表した。

表 1. 表示等情報提供に関する検討経過

時期	検討内容等
2015年9月30日	製品表示等についての国内外の状況確認（論点整理） （於 第4回水俣条約対応技術的事項検討会）
2015年11月27日	製品表示等の情報提供の方法に関する事業者ヒアリング実施 （於 第5回水俣条約対応技術的事項検討会）
2016年1月29日	表示等情報提供ガイドライン骨子案の検討 （於 第6回水俣条約対応技術的事項検討会）
2016年3月3日	表示等情報提供ガイドライン（案）のとりまとめ （於 第7回水俣条約対応技術的事項検討会）
2016年7月1日	表示等情報提供ガイドライン（案）の審議 （於 産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ 中央環境審議会環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会 合同会合（第8回））
2016年7月4日～ 2016年8月3日	表示等情報提供ガイドライン（案）に関する意見募集（パブコメ）実施
2016年9月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示等情報提供ガイドライン（案）に関する意見募集の結果の公表</li> <li>表示等情報提供ガイドラインの公表</li> </ul>
2016年12月18日	水銀汚染防止法 第16条から第18条までの規定の施行日
2016年12月27日	表示等情報提供ガイドラインに基づく事業者による取組に関する状況確認 （於 第8回水俣条約対応技術的事項検討会）

## (2) 表示等情報提供に関連する取組の現状

### ① 国・市町村における取組

- 環境省は、水銀汚染防止法の内容の理解を深めていただくことを目的として、同法に基づく措置の対象となる者（水銀使用製品の製造者等）を対象にした説明会を全国7か所で実施予定（平成29年1～2月）。このほか、事業者及び消費者に向けたパンフレットやリーフレット等で、水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示等について周知を図っていく。
- 水銀汚染防止法第16条に基づく国の対応としては、環境省は、市町村等の一般廃棄物を処理する者を対象として、水銀使用製品が一般廃棄物として排出された際の取り扱いに関する留意点をとりまとめた「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン（平成27年12月）」、実際の分別回収の取組をまとめた事例集として、「市町村等における水銀使用廃製品の回収事例（平成27年12月）」を公表している。また、家庭に退蔵されている水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計を対象に、集中回収期間を設定して、薬局、役所等で回収する事業を実施中（今年度は61市町で実施予定）。
- なお、昨年11月に廃棄物処理法施行令が改正され、水銀使用製品が産業廃棄物となったもののうち環境省令で定めるものは「水銀使用製品産業廃棄物」と定義され、通常の処理基準に加えて追加的な処理基準（金属水銀そのものを含む製品については水銀をあらかじめ回収すること、等）がかかることとなる（平成29年10月1日より施行）。「水銀使用製品産業廃棄物」の対象は、排出事業者において水銀等が使用されていることが判別可能な水銀使用製品として、製品本体に記載された製品名や品番、容器等に付されたラベル、その用途等により水銀等が使用されていることが判別できる製品及び組込製品のほか、製品本体に水銀等が使用されていることが表示されている製品となっている。
- 退蔵されている水銀使用製品（事業活動に伴うもの）について短期間に集中的に回収・処分していくための取組として、「医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル（平成28年3月）」、歯科医療機関に退蔵されている歯科用水銀等及び農家に退蔵されている水銀含有農薬の回収を促すリーフレットを作成している（平成28年3月）。また、今年度は、医療機関及び教育機関に退蔵されている水銀血圧計等を対象に、回収促進事業を実施中である。

### ② 事業者における取組

- 現時点で、電池工業会、日本照明工業会、電機・電子4団体<sup>1</sup>、日本硝子計量器工業協同組合、日本圧力計温度計工業会、日本科学機器協会が水銀等の使用に関する表示等の情報提供に関する自主ガイドラインを策定しているほか、日本電気計測器工業会が来年7～8月頃に策定予定。

<sup>1</sup> 日本電機工業会（JEMA）、電子情報技術産業協会（JEITA）、情報通信ネットワーク産業協会（CIAJ）、ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMIA）

- 自主ガイドラインを策定していない場合であっても、取扱説明書やウェブページ等における表示・説明、水銀等の使用に関する周知等を行っている。

## 2. 平成28年度第1回（通算第8回）における検討事項

本年12月18日の水銀汚染防止法の一部施行を踏まえ、水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示等の情報提供等の施行状況の確認等を行い、今後の水銀対策のあり方について検討を行う。